

東京都畜産振興プラン



平成 18 年 7 月



東京都産業労働局

東京都畜産振興プラン

| | |
|------------|---|
| はじめに | 2 |
|------------|---|

第1章 プランの目的と視点

| | |
|---------------|---|
| ① 目的 | 4 |
| ② 取組の視点 | 5 |

第2章 畜産の課題と今後の振興方向

| | |
|-------------------------------|----|
| ① 畜産農家の現状を捉え魅力的な畜産経営を創出 | 6 |
| ② 安全・安心に対する消費者からの強い期待 | 20 |
| ③ ふれあい・食育活動の推進 | 22 |

第3章 畜種別振興方策

| | |
|------------|----|
| ① 酪農 | 25 |
| ② 肉牛 | 27 |
| ③ 養豚 | 29 |
| ④ 養鶏 | 31 |

はじめに

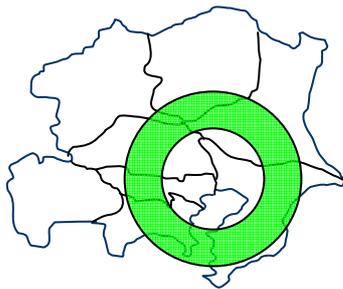
◎ 東京の畜産業

東京都では多摩地域を中心に、畜産業が営まれています。これらの地域は、昭和 30～40 年代の都市計画において、首都圏の外側にグリーンベルトとして構想されたエリアで、元々農業・畜産が盛んであった地域です。

都内の畜産農家戸数は、酪農では 20 年前には 400 戸以上あったものが、現在では 100 戸を下回っています。肉牛農家でも 160 戸以上から 60 戸、養豚にいたっては、400 戸以上あったものが 21 戸まで減少しています。

しかし、現在も畜産業を継続している農家は、都市化の進展する中で様々な工夫により畜産を存続させてきた意欲的な経営体と言えます。

都市近郊のグリーンベルト



都内畜産農家戸数(2005.12月末)

| | 区部 | 三多摩 | 島しょ | 合計 |
|-----|----|-----|-----|-----|
| 酪農 | 1 | 81 | 10 | 92 |
| 肉用牛 | 0 | 31 | 29 | 60 |
| 養豚 | 1 | 17 | 3 | 21 |
| 採卵鶏 | 16 | 108 | 76 | 200 |
| 肉用鶏 | 0 | 7 | 17 | 24 |

東京都の畜産業は、都民に新鮮で良質な畜産物を供給するとともに、一貫して安全・安心な畜産物の生産を迫及してきました。また、牛乳工場等の施設も近接していることから、生産物の効率的な流通の条件が整っています。その上、加工業などの関連産業に対しても、高い経済波及効果を有している等のメリットもあります。さらに、消費地を身近に持つ条件を活かし、牛乳や乳製品、鶏卵などで、生産者の顔が見える安心できる畜産物を消費者に直接提供することが可能です。

加えて、酪農教育ファーム^{*1}等で見られるように都市住民と家畜とのふれあいを通じ食育に貢献したり、都内の耕種農家へ良質なたい肥を供給することができます。

地域別に見ると、都市化の進んだ市街化区域では、身近にいる多くの消費者と手を結び、地産地消の推進に貢献できます。また、下水整備が進ん

でおり、簡易な施設で家畜排せつ物の処理が可能です。一方、市街化調整区域では、都市化が抑制されているため、畜舎やたい肥舎の建築が容易で経営継続に有利な条件があると言えます。

また、畜産業を観光資源として活用できるなど、東京の畜産業はこれからも発展していく可能性のあるものです。

◎ 東京都は都内の畜産業を振興していきます

東京都は、東京ならではの特徴あるブランド畜産物の生産を、近県とも協力して進めていきます。同時に 1,200 万都民を背景に、都内の畜産業が、長年培ってきた安全・安心な生産技術や食文化を都民と共により積極的に発信するとともに、さらに魅力ある畜産経営の実現を目指していきます。また、食品残さ等を畜産業の中でリサイクルするなど環境負荷の軽減を図っていきます。

そのために、畜産振興施策と合わせ、特徴あるブランド畜産物の開発、飼料の安全性確保や家畜疾病などへの試験・研究の実施や検査体制の強化にも努めていきます。

また、都市化が著しく進展し、都民が家畜や緑に触れる機会が少なくなっている東京で畜産業の有する多面的機能を活かし、積極的な食育の場として活用していきます。

東京に畜産業が存在することは、住宅地域や産業地域、そして家畜や緑とふれあえる地域が存在する、バランスのとれた都市環境を構築することにつながります。

東京都は、都民にとって有意義な畜産業を、それぞれの地域の特徴を活かしながら振興していきます。

第1章 プランの目的と視点

1 目的

今、畜産業には多くの期待と課題があります。

日本においては、輸入農畜産物の増加、相次ぐ食品の安全・安心をめぐる事件の発生、さらには世界的な人獣共通感染症²の発生を受け、家畜の適正な飼養等による安全な生産と、情報提供等による安心な畜産物の供給が重要です。さらに、消費者の多様なニーズに対応した、個性的で品質の良いブランド畜産物も同時に求められています。

また、世界的な環境問題が指摘される中、畜産業においても環境負荷の軽減のみならず、良好な都市環境創出への積極的な貢献が求められます。

一方、家畜や緑に触れる機会の少ない一般の多くの消費者に対し、畜産業を理解してもらうことも重要です。

このような中、東京都は大消費地の消費者への個性的な畜産物の提供と、子どもたちと畜産とのふれあいによる食育の推進を柱とし、良好な都市環境の創出に貢献する魅力ある畜産業を育てていきます。

目 標

都市のメリットを活かし、小規模な畜産農家でも経営継続が容易な畜産物の加工・販売やブランド化の推進と、家畜排せつ物のたい肥化^{※3}などにより、循環型社会^{※4}の構築に貢献します。

畜産物の生産段階での安全・安心の確保を図ります。

都民が家畜とふれあえる場を確保し食育を進め、いのちの大切さを理解するとともに、食べ物に感謝し、大切に作る心を育みます。

このプランは、畜産振興の基本プランとしておおむね五年後を目標として策定しました。

2 取組の視点

東京の畜産業は、都市化の進展という立地上の困難性がある一方、市場や加工施設に近く、日本一の大消費地を抱えているという利点を活かして、優良な畜産物を都民に供給することで、都民の豊かな食生活に貢献しています。

最近では、家畜とのふれあいを通じた食育の機会の提供、たい肥供給による持続可能な農業^{※5}の推進など、都民の暮らしや心の豊かさに貢献できる畜産業の多面的機能が見直されてきています。

本プランは、「多様な都民のニーズを反映させやすい」という都市畜産のメリットを活かす視点で、個性的な畜産経営や安全・安心、さらに、家畜とのふれあいを通じた食育を推進していきます。

環境への貢献と畜産物のブランド力の強化

- 循環型社会の構築のために、家畜排せつ物や食品残さ等の有効利用や、生産物の輸送距離が短いこと等を活かした環境負荷の低減等を目指します。
- 都民の求める、東京ならではの、ブランド畜産物の開発・普及を進めます。

安全・安心の確保

- 安全・安心の確保のため、残留農薬チェック^{※6}による飼料原料の安全性確保や、家畜を快適な環境で飼養するなど、生産者のこだわりを通じて安全で良質な食材を都民に届ける方策を検討します。
- 消費者の食品の安全性についての関心が高まっている中、食卓と生産現場との距離が近いメリットを活かし、生産者と消費者との積極的な情報交換により、リスクコミュニケーション^{※7}を図っていきます。

ふれあい・食育の推進

- 食育の推進のために、生産者が都民と積極的に関わる機会を増やし、生産段階からの理解を深めることを進めます。
- 都民は、家畜とのふれあい体験を通じて、自然の恩恵やいのちの大切さに対する理解を深めることができます。

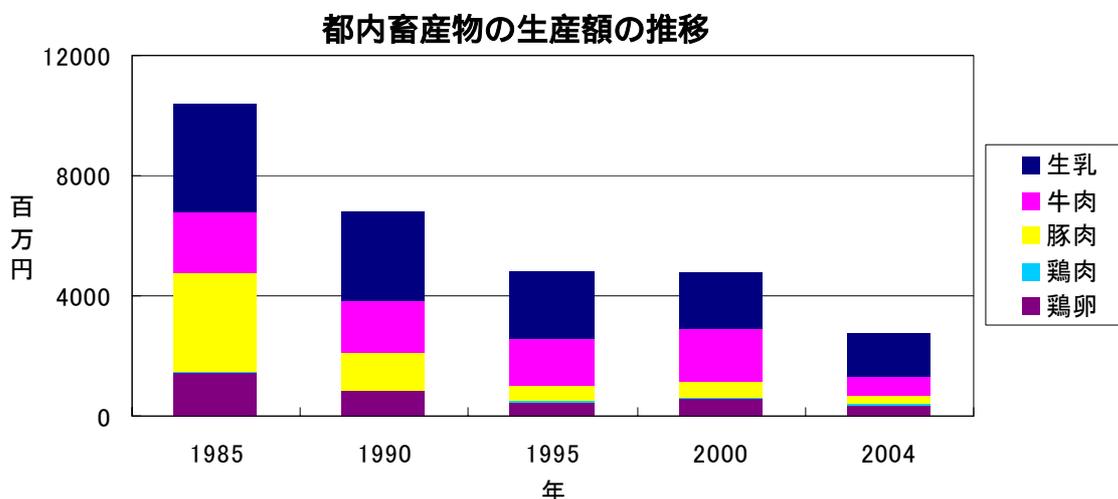
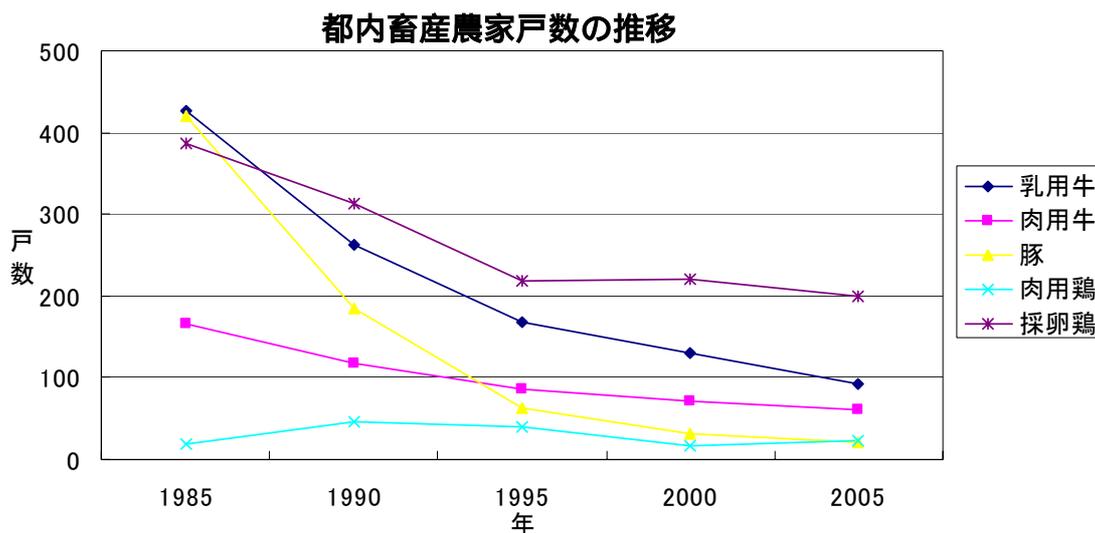
第2章 畜産の課題と今後の振興の方向

1 畜産農家の現状を捉え魅力的な畜産経営を創出

東京都での畜産農家数は長期的な減少傾向にありましたが、近年、都民の都心回帰と郊外の宅地開発の沈静化など都市化の圧力が少なくなったこともあり、減少傾向に歯止めがかかってきています。

畜産農家戸数および都内畜産物の総生産額の推移は、以下のとおりとなっています。

東京都は、このような畜産農家数の減少率が緩和している現状を好機として、魅力的な畜産経営を創出し、畜産農家数の維持と畜産業の発展を図ります。



参考

- ・大都市への人口集中により過密都市が生まれ、その反動でバブル期には郊外への過剰な人口拡散が生じました。その結果、空洞化した都心部の地価が下落し、「都市再生」の再開発が行われ、今は「通勤に便利」「交通機関への距離が近い」「日常生活が便利」な都心の高層マンションに移住する「都心回帰」現象が見られます。
- ・郊外では、宅地開発が沈静化する方向にあります。
- ・都内畜産農家の経営主のうち、70%以上（特に酪農では77%）が60歳以下であるか、すでに後継者がいる農家です。将来にわたり経営の継続が可能な農家が多いといえます。

都内家畜飼養頭羽数と畜産農家戸数

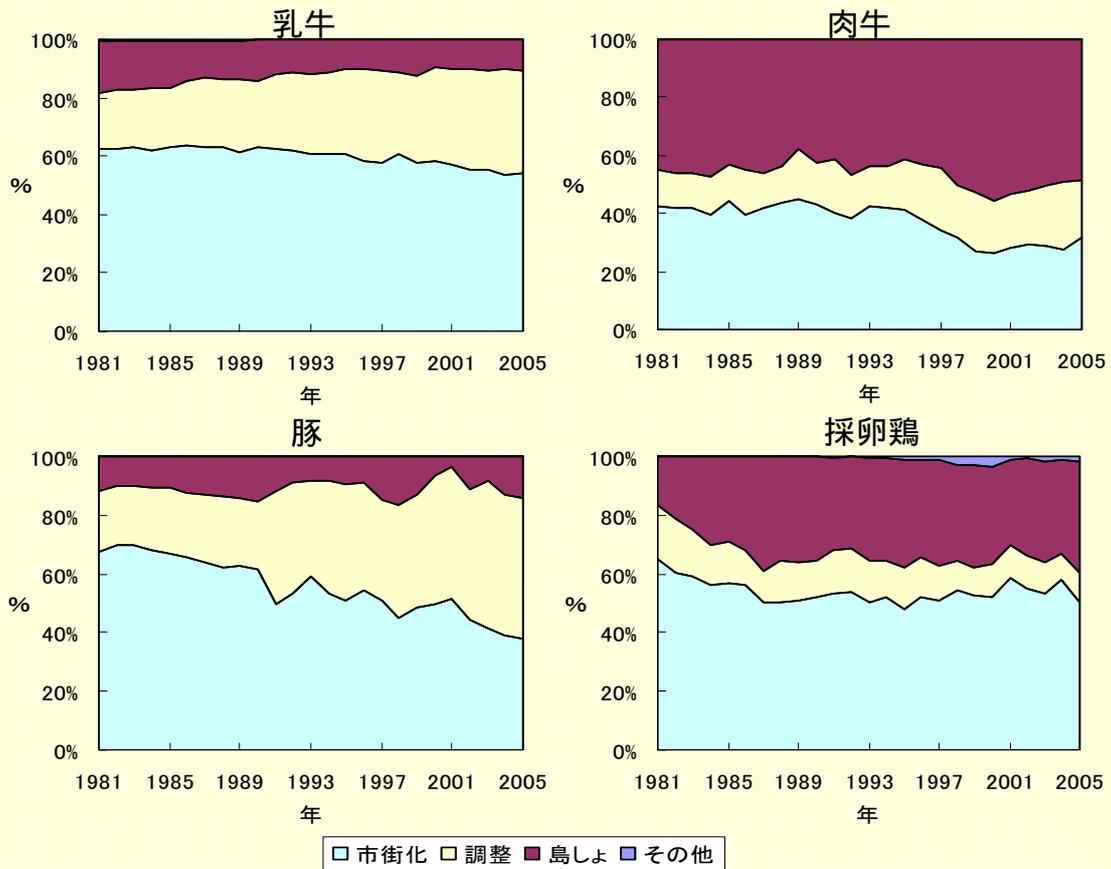
| 年 | 乳用牛 | | 肉用牛 | | 豚 | | 肉用鶏 | | 採卵鶏 | |
|------|-------|------|-------|------|--------|------|-------|------|---------|------|
| | 飼養頭数 | 農家戸数 | 飼養頭数 | 農家戸数 | 飼養頭数 | 農家戸数 | 飼養羽数 | 農家戸数 | 飼養羽数 | 農家戸数 |
| 1985 | 7,691 | 427 | 4,219 | 167 | 27,953 | 421 | 725 | 18 | 378,835 | 386 |
| 1990 | 5,866 | 262 | 3,559 | 118 | 13,180 | 184 | 5,024 | 46 | 273,015 | 312 |
| 1995 | 4,582 | 169 | 2,422 | 87 | 6,277 | 63 | 7,896 | 39 | 187,238 | 218 |
| 2000 | 3,523 | 130 | 1,289 | 72 | 5,180 | 32 | 6,927 | 16 | 174,604 | 220 |
| 2005 | 2,624 | 92 | 966 | 60 | 4,356 | 21 | 8,598 | 24 | 143,270 | 200 |

都内産畜産物の生産量と供給力

(2003)

| 生産物 | 生産量(トン) | 都民消費量(トン) | 供給力 |
|-----|---------|-----------|--------|
| 牛乳 | 15,506 | 639,657 | 約29万人分 |
| 鶏卵 | 1,865 | 132,327 | 約17万人分 |
| 食肉 | 1,268 | 350,780 | 約5万人分 |

家畜飼養農家数の畜種別、地区別構成比の推移



乳牛では、島しょ地域と市街化区域の比率が減少し、市街化調整区域の比率が増加してきています。

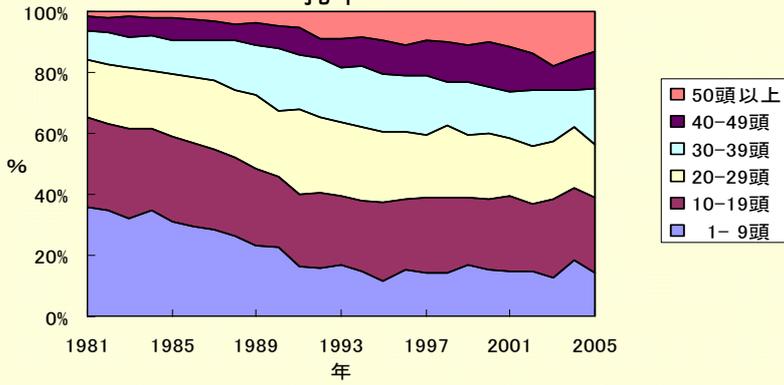
肉牛では、島しょ地域が高い比率で推移しています。

豚では、市街化区域の比率減少が著しく、他の畜種に比べても激しく減少しています。

採卵鶏では、市街化区域の比率が高い特徴があります。

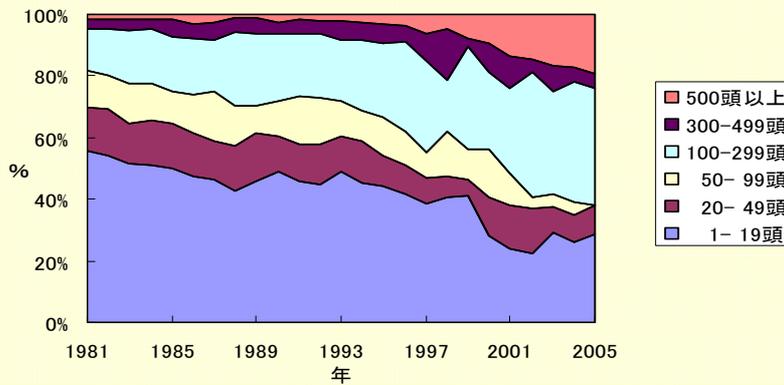
家畜飼養農家数の畜種別、飼養頭羽数規模別構成比の推移

乳牛

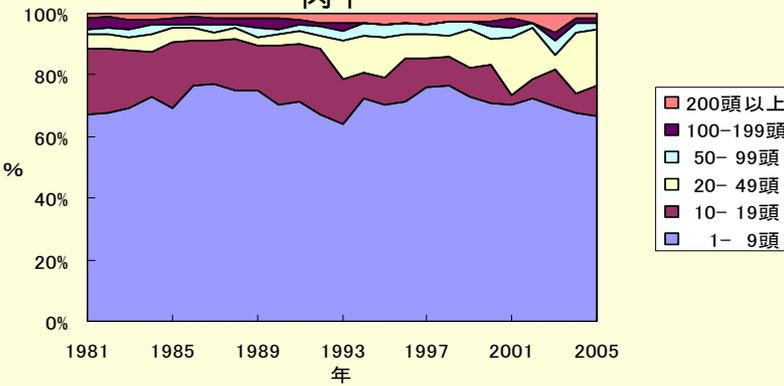


乳牛と豚は、小規模農家が減少し、大規模化する様子が確認できます。

豚

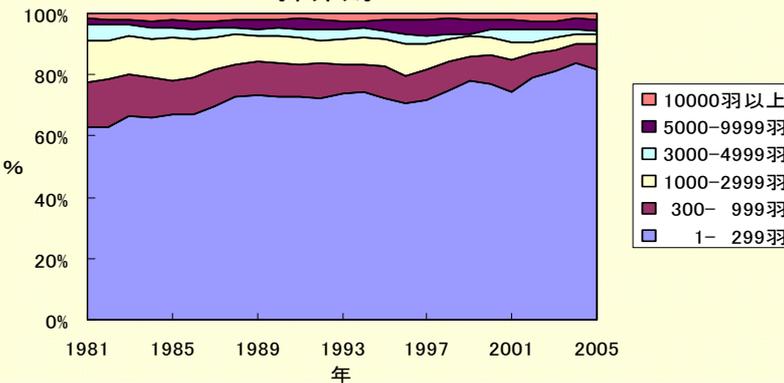


肉牛



肉牛と採卵鶏は、小規模農家の比率が高く、特に採卵鶏では小規模農家が増加する傾向が確認できます。

採卵鶏



(1) 都市に適応し循環型社会に貢献する畜産業の構築

家畜排せつ物の適正処理と利用

課題

- 都市の中の畜産経営は、ハエ、アブ等の衛生害虫^{※8}や臭気の発生防止に多くの対策をとってきました。今後も、これらの周辺環境への影響防止に十分配慮していくことが求められます。
- 平成16年11月から「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(以下、家畜排せつ物法)^{※9}」が完全施行され、家畜排せつ物の適正管理が義務付けられました。都内の全ての畜産農家は、施設整備により同法の基準を満たしていますが、今後、これらの家畜排せつ物処理施設の機能の高度化や老朽化した施設の再整備等が必要です。
- 家畜排せつ物による環境負荷の低減に加え、地域の有機資源^{※10}の有効活用が求められています。



対応

- 都内には、畜産農家等が設置したたい肥生産施設が、60ヶ所以上あります。これらのたい肥生産施設の再整備や、地域にあるたい肥利用組合等との耕畜連携体制^{※11}を確立し、家畜排せつ物のたい肥化と地域内流通を推進します。
- たい肥需給情報を東京農業 Web サイト^{※12}を用いて、たい肥生産者と利用者に分かりやすく提供していきます。
- 耕種農家^{※13}へのたい肥 PR のために、農機・資材検討会等の機会を活用し、たい肥の展示や品評会を行い、畜産農家の取組を紹介していきます。

- 家畜に必要な微量成分のうち、家畜ふん中に排せつされ、環境負荷要因につながる成分を、給与方法の改善や成分調整により低減します。併せて、東京に適した家畜排せつ物処理技術の研究を進めます。
- 「環境と調和の取れた農業生産活動規範(以下「環境規範」という。)*¹⁴」を周知し、これを遵守した畜産業を目指します。



食品残さの有効利用

課題

- 平成 13 年5月からの「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(以下、食品リサイクル法)*¹⁵」の施行に伴い、食品残さ*¹⁶などの未・低利用資源を、社会の中で循環利用することが求められています。しかし、処理施設や技術の不足、輸送コスト高、食品残さを飼料とした場合の家畜の品質・繁殖成績の低下等の課題があります。

対応

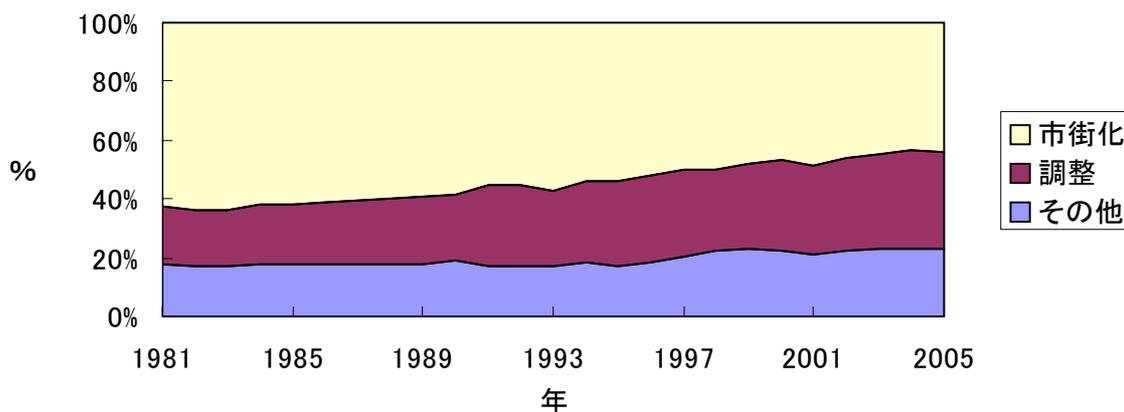
- 食品製造業から出される食品残さ等を飼料原料に利用する、エコフイード*¹⁷の積極的活用を進める取組を応援します。
- 地域の食品関係事業者から排出される食品残さ等の効率的な活用を検討していきます。
- 食品残さの活用に合わせて、畜産物の品質・繁殖成績の低下を防ぐ家畜の飼養管理システムを研究します。

市街化区域内での畜舎等の整備

課題

- 都内の畜産農家の約7割が昭和43年の都市計画線引きの時に、市街化区域^{※18}に編入され、現在は、約5割の畜産農家が同地域にあります。同地区内の農家は畜舎やたい肥舎^{※19}の新築や改築をすることが制限されており、畜産継続のための方策を検討することが求められています。

都内畜産農家の区域別構成比の推移



対応

- 市街化区域内で、畜産業を継続して営むことができる方策を検討し、提案していきます。
- 市街化区域内での畜舎建設のための市街化区域内の用途地区^{※20}の変更等の事例を集め、畜産農家が参考にできるようにします。また、現在の相続税制度を十分検討した上で、畜舎等施設用地の相続税の納税猶予等を国に要望していきます。

(2) 都市のメリットを活かした食の起業化

東京ブランド畜産物の生産振興

課題

- 昨今、地元産の食品やおいしさにこだわる消費者が増えています。
- TOKYO X^{※21}や東京しゃも^{※22}など東京ブランド畜産物が生産・販売されていますが、まだ流通量が十分ではありません(TOKYO O X6,999頭、東京しゃも21,048羽生産(平成17年度))。現在も近県と連携した生産を行っていますが、今後さらなる連携拡大による流通量の増大が求められています。

対応

- TOKYO X、東京しゃも、東京うこっけいなどの東京ブランド畜産物の飼養技術の研究と生産振興を進め、都民への安定的供給と飼養農家の経営安定を目指します。
- TOKYO Xの2万頭出荷を目指し、生産技術の向上と都外を含めた新規生産農家の開拓を広域的に進めます。
- 東京しゃもの3万羽出荷を目指し、産卵率^{※23} やふ化率^{※24} 等の向上、農家飼養技術の改善をし、生産体制を強化します。

畜産物への付加価値の付与や品質向上、加工・販売を視野に入れた経営の育成

課題

- 牛乳や肉は、専門の工場での加工処理が必要で、衛生管理も厳しく流通も複雑なため、小規模な都内農家が自ら加工し、都内消費者に販売するには、多くの施設整備やノウハウの蓄積が必要です。しかし、農家の事業拡大や地産地消の畜産物を望む声もあり、農家自らによる加工・販売が求められています。
- 酪農や採卵養鶏では、農家ブランド製品の製造が徐々に取り組みされています。このような農家ブランド食品が消費者に受け入れられており、今後さらなる展開が望まれています。



養鶏農家が製造・販売しているプリン

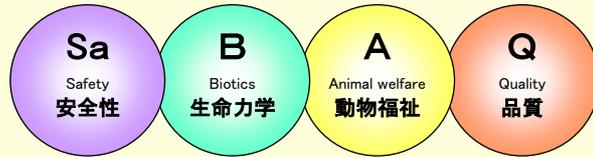
対応

- 畜産物の生産だけでなく、加工・販売を視野に入れた畜産経営を支援します。
- 東京うこっけいに付加価値をつけるために、飼料の研究を行います。
- 東京しゃものさらなる品質の向上とブランド力強化のため指定飼料基準を改善します。

TOKYO Xについて

TOKYO Xとは北京黒豚^{※25}、バークシャー種^{※26}、デュロック種^{※27}の3品種の豚を交配し、5世代に渡って、旧東京都畜産試験場(現東京都農林水産振興財団青梅畜産センター)で改良され、平成9年にできた新しい系統の豚です。この豚を、安全性や品質など4つの生産理念に基づき飼養し、一定の基準を満たした肉について、TOKYO Xとして流通・販売していきます。

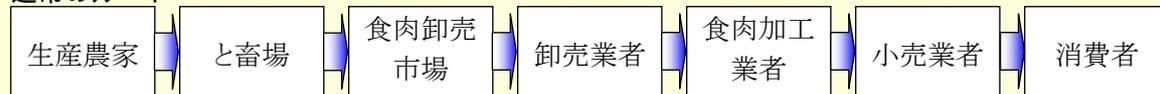
東京 SaBAQ 牧場 (独自の生産理念)



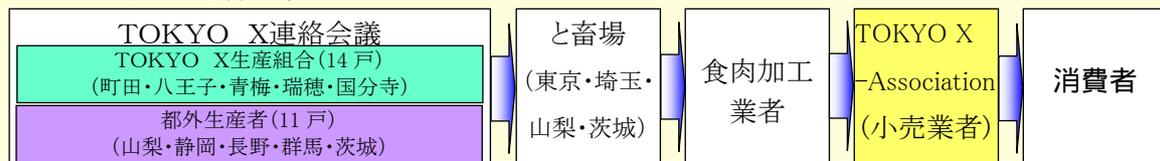
- Safety 安全、だから安心です。
- Biotics 本来の生命の力を活かします。
- Animal welfare 快適な飼育環境の中で育てます。
- Quality 3品種の交雑による新しい系統豚です。

生産・流通の流れ

通常のルート



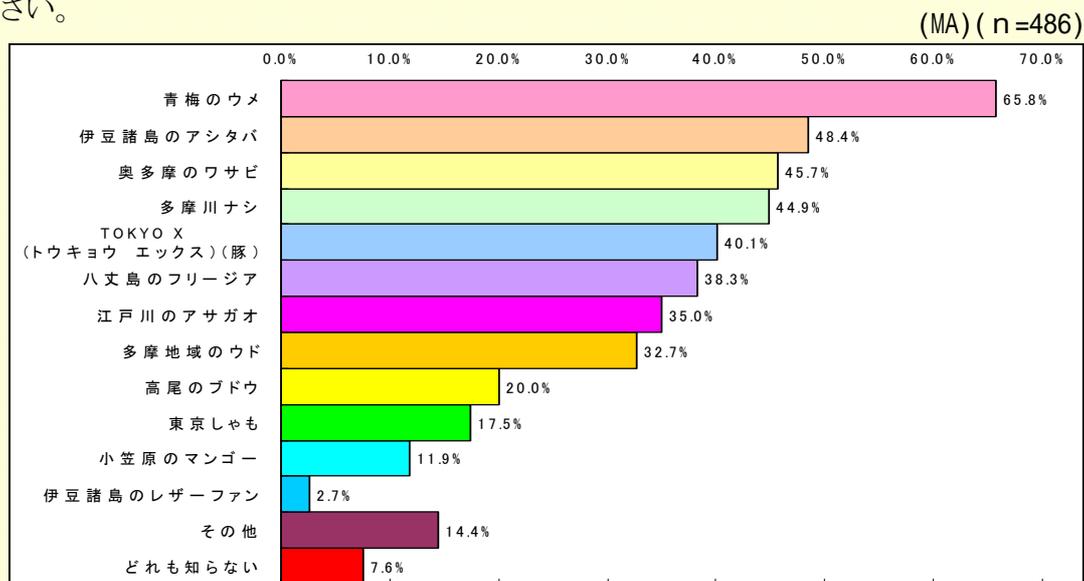
TOKYO Xのルート



東京産の農産物の周知度

平成17年度第3回 インターネット都政モニターアンケート「東京の農業」より

Q1 東京の農畜産物には、都内で生産量の多いコマツナやホウレンソウなどの野菜に加えて、東京の特産物や東京ブランドの農畜産物も多数あります。あなたは次に掲げる東京特産の農畜産物をご存知ですか。知っているものを全て選んでください。



「TOKYO X」を知っていると回答した人...40.1%

「東京しゃも」を知っていると回答した人...17.5%

畜産物の加工販売の例



【都内酪農家ジェラードの直売店】

ジェラードメニュー例

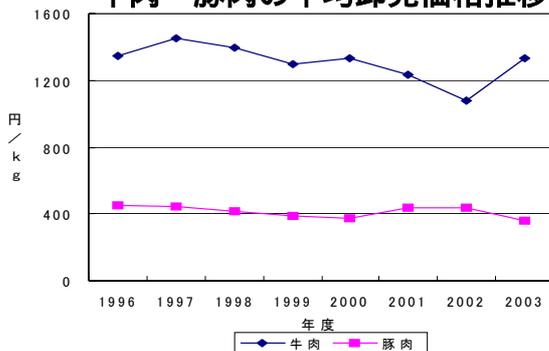
- ブルーベリー(地元産使用)
- バニラ(昭島産「美味しくて多摩卵」使用)
- 枝豆(狛江産使用)
- みかん(武蔵村山産使用)
- パッションフルーツ(小笠原産使用)
- キウイフルーツ(立川産使用)
- ゆず(青梅産使用)
- 豆乳(地元の豆腐屋さんのものを使用)
- 煎茶(瑞穂産「東京狭山茶」使用)

後継者に魅力ある畜産経営の実現

課題

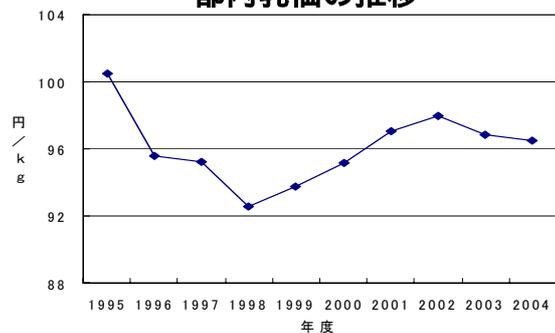
- 全国的に畜産物の価格は低迷しています。都外では生産性向上と規模拡大により生産コストや労働力負担の軽減ができますが、都内での規模拡大には限界があり、生産コスト上昇と労働力負担が大きくなっています。また衛生管理のための検査や記帳なども作業増加やコスト増加の要因になっています。これらのことが、後継者の就農の障害となっています。
- 都内の生産者乳価は他県に比べ高値でしたが、関東地域で同一価格となり、さらに全国的な乳価の低迷により、近年は低下傾向にあります。酪農家の収益を確保し魅力ある経営を確立することが必要です。

牛肉・豚肉の平均卸売価格推移



牛肉はBSEの関係で一時的に価格が上昇している

都内乳価の推移



対応

- 畜産経営をサポートする優れた人材を、育成・活用し、多様な人材が参入できる畜産経営や、やりがい・誇りを持って後継者が就農できる経営を目指し支援します。
- 新型の搾乳機や集ふん機器、ほ乳ロボット^{※28}等の新技術の導入や情報提供を進め、省力化や低コスト化、生産性の向上により収益の拡大を図ります。
- 畜産農家の限られた土地が有効に活用できるように、子牛の預託制度^{※29}を検討していきます。
- 繁殖和牛の遊休農地^{※30}や林地での、放牧飼養を研究し広めます。



ほ乳ロボット

都内で畜産を営むには・・・

東京都で畜産を営むには、都市環境と近隣住民に配慮することが必要です。

畜産農家は、従来から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)^{※31}」、「悪臭防止法^{※32}」、「水質汚濁防止法^{※33}」などの法律や関連した都の条例に従って経営をしてきました。「家畜排せつ物法」が平成16年11月1日から完全施行され、各農家で家畜排せつ物の適正処理と利用の促進が義務付けられたことにより、今まで以上に、環境に配慮した畜産経営が求められるようになりました。

東京で畜産経営を合理化するには、畜舎の改築の他にも、污水处理施設やたい肥舎の建設などに巨額の投資が必要になります。

最新技術を導入すると...

| | |
|-----------------------------|----------|
| ・搾乳ロボット ³⁴ | …3,500万円 |
| ・搾乳ユニット自動搬送装置 ³⁵ | …1,000万円 |
| ・自動給餌機 ³⁶ | …700万円 |
| ・自動離脱搾乳機器 ³⁷ | …500万円 |
| ・ほ乳ロボット | …200万円 |
| ・豚保育システム ³⁸ | …70万円 |

豚200～300頭規模農家でのふん尿処理施設の経費

| | |
|------------------------|----------|
| ・たい肥舎 | …270万円 |
| ・浄化槽 | …1,150万円 |
| (下水道がない場合) | |
| ・公共下水道放流施設 (尿と污水处理) | …220万円 |
| (下水道がある場合) | |

乳牛40頭規模の酪農家でふん尿処理施設の経費

| | |
|--------------------------|--------|
| ・たい肥舎 | …740万円 |
| ・ふん尿固液分離機 | …150万円 |
| ・公共下水道放流施設 ³⁹ | …770万円 |
| ・バークリーナー ⁴⁰ | …850万円 |

鶏1万羽規模農家でのふん尿処理施設経費

| | |
|--------------------------|----------|
| ・発酵処理施設 ⁴¹ 機械 | …1,300万円 |
|--------------------------|----------|

人材育成への取組

【担い手への支援の重点化】

- 経営改善に意欲的に取り組む畜産農家等を、重点的に支援していきます。
- 経営改善等に直接的に結びつく牛群検定^{※42}等への酪農家の参加を促進します。
- 育成や肥育に高度な技術を用いる高品質系統^{※43}の家畜飼養や、安心のための高度な衛生管理のできる農家グループを育成します。

【持続性のある経営体の育成】

- 後継者がスムーズに参入できるように、良好な生産環境や安定した経営を目指し、畜産農家を多面的に支援します。
- 市街化区域では、関係機関と協議しながら排せつ物の下水道利用を推進します。
- 規模の大きな畜産農家では法人化を進め、法人としての経営体の継続を支援します。
- 都内畜産に重要な八王子食肉処理場^{※44}の課題について、「八王子食肉処理場運営協議会」等で検討していきます。

【多様な担い手の育成】

- 高齢化して、労力軽減が求められる畜産農家については、労力の軽減が可能な繁殖肉牛^{※45}の導入を促します。
- 意欲ある女性が活躍できる畜産経営を支援していきます。
- 畜産を志す人たちが、雇用能力のある経営体で活躍できるように応援します。



農家に対する研修等を実施しています。

(3) 島しょでのブランド畜産物の確立と畜産の観光資源化

輸送経費等による生産コストの負担軽減

課題

- 島しょ地区では、港までの陸送、海上輸送、そして島内陸送と複数の輸送手段を使うため飼料代や出荷経費などコストが割高になり、畜産経営を困難なものにしています。一方で、生産と消費の現場が近い顔の見える畜産業や島を訪れる観光客への特産品生産が求められています。

対応

- 「島しゃも^{※46}」等の地産地消が可能な、地域ブランド畜産物の確立を目指します。
- 八丈島や青ヶ島、小笠原などの島しょと、多摩地区の和牛のリレー生産を支援します。
- 島内産牛乳を利用した乳製品を開発し、島内産牛乳の消費拡大と乳製品のブランド化を推進します。

島しょ畜産の優位性

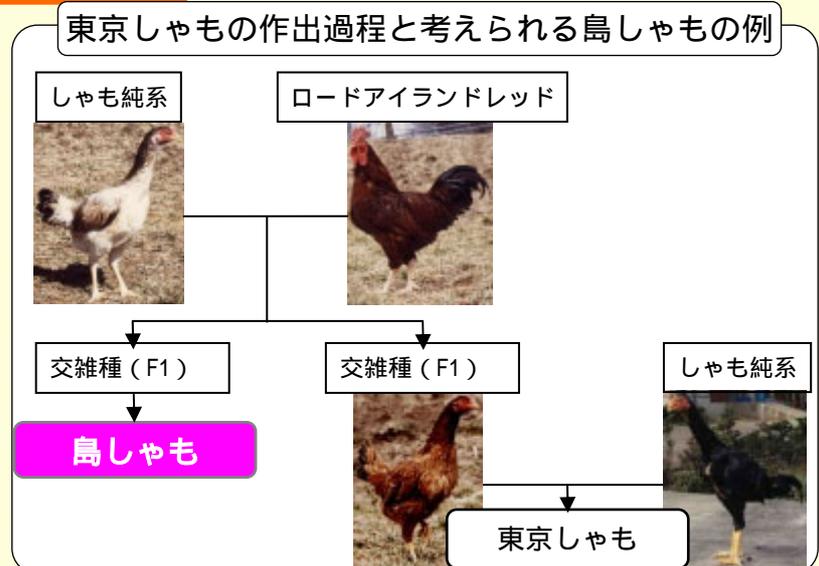
島しょ地域は、温暖な気候と豊かな自然に囲まれ、ハチジョウススキ⁴⁷などの豊富な草資源により、畜産を行う地理的条件に恵まれている反面、飼料と生産物の輸送コストが高いことなど不利な面もあります。

そのような条件を考慮しても、島内で生産し消費できる畜産物の生産は、生産物の新鮮さなどを武器に有利な畜産経営として期待できます。



新たなブランド「島しゃも」の開発

東京しゃもを作る際に用いる、しゃも^{※48}、ロードアイランドレッド^{※49}、交雑種(F1)等を活用し島しょでの飼養に適した「島しゃも」の作出を検討します。



畜産の観光資源としての活用と島内産牛乳の販売促進

課題

- 観光客の減少や、低温流通システム^{※50}の発達により島外から安価な牛乳が入るようになったことで、島内産牛乳の消費量が減少し、島内の酪農家や牛乳工場の経営を圧迫しています。このため、島内産牛乳の需要拡大策が求められています。

対応

- 牛乳工場や公共牧場を観光拠点として位置付け、乳製品の観光客向けの販売を促進します。

～島別の振興方策～

東京には、多くの島しょがあり、それぞれの地域に適した畜産業が営まれています。

それぞれの島にあった畜産振興策を展開していきます。

【大 島】

島内にある牛乳工場を観光拠点としても活用します。

島内産牛乳のシェアの拡大を図ります。

【三宅島】【御蔵島】

島内自給用の島しゃも、東京うこっけい^{※51}の飼養を定着させます。

【八丈島】

島内産黒毛和種^{※52}の子牛の良好な育成を目指します。

島内産牛乳のシェア拡大と乳製品の開発に取り組みます。

【青ヶ島】

島内自給用の島しゃも、東京うこっけいの飼養を定着させます。

黒毛和種の牛については、飼養者の確保や都内肥育農家^{※53}との連携を強化します。

【小笠原】

採卵鶏・肉用鶏を島内で自給するための体制を整備し、飼養技術の向上を図ります。

2 安全・安心に対する消費者からの強い期待

安全・安心な畜産物生産の推進

課題

- 食品の安全に関する事件・事故が相次いだことから、畜産物についての不安が高まっており、安全・安心な畜産物生産が強く求められています。

対応

- 安全・安心な畜産物を供給するため、適正な家畜の飼養管理技術を普及します。
- 家畜の飼料に使用される抗生物質^{※54}の低減技術の研究を行います。
- 安全確保のための調査・検査をよりの確に行う衛生管理手法^{※55}の生産段階への導入を促進します。
- 安心でおいしい畜産物を提供する畜産農家集団を育成していきます。

安全・安心のためのコミュニケーション強化

課題

- 国内でのBSE^{※56}や高病原性鳥インフルエンザ^{※57}の発生等の恐れがある中、生産の現場と都民の間の距離と意識に隔たりがあり、これらの疾病等について消費者が正しく理解する機会が不足しています。そこで、双方向性があるコミュニケーションが求められています。

対応

- 消費者が飼育作業から流通過程・販売まで確認できる、畜産物の生産情報管理システム^{※58}の構築を促進します。
- 東京農業Webサイトを充実し、東京産畜産物の入手方法、都内で行われる畜産関連のイベント等の情報を発信します。
- 家畜の飼料原料の由来や畜産物への抗生物質の使用などに対する都民の不安を解消するため、積極的な情報提供を促進していきます。
- より安全で安心な畜産物を提供するため、生産者から消費者への一方的な安全情報の提供にとどまらず、消費者の意見をフィードバックさせるなど、関係者相互間の情報・意見交換の場をつくりま

人獣共通感染症に対する取組の強化

課題

- 高病原性鳥インフルエンザ等人獣共通感染症が、世界的に広がっています。このため、ウィルスの侵入警戒、防疫体制などの強化が求められています。

対応

- 都民の健康と安全な畜産物の安定供給確保のため、BSEや高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染病の発生防止に努めます。
- 家畜の急性伝染病^{※59} や人獣共通感染症等に対する危機管理、事前対応、監視体制の整備・強化を図ります。
- サルモネラ^{※60} 等畜産物を介して人に感染する恐れのある病原体の生産現場での清浄化を推進・指導を強化します。

3 ふれあい・食育活動の推進

食べ物、いのちの大切さを実感・体験する場の創出

課題

- 身近な畜産業がなくなってしまったことで、子ども達が牛・豚・鶏などの動物に出会う機会が減少しています。このため、牛乳・肉・卵などの畜産物がどのように生産されているか、また、いのちの尊さを知らない子ども達が増え、食育の必要性が叫ばれています。

対応

- 青梅畜産センター(東京都農林水産振興財団青梅庁舎)等を食育拠点として活用し、子どもや地域住民が、直接家畜を見たり、触れたりすることができる場を提供します。
- 家畜とのふれあいや畜産物の加工や料理体験などを通して、食に対する興味・関心を促し、食べ物に感謝し、大切に作る心を育みます。
- 人間のいのちを繋ぐために、家畜のいのちを食するということを学習する機会を設け、命の大切さや自然の恩恵を感じ、理解することを助け、人間形成に貢献します。
- 各地域で、食育を実践している団体や個人と連携した取組を進め、今後取組もうとしている者を含め支援していきます。

都民と畜産農家を近づける取組の推進

課題

- 畜産農家自身による畜産物の加工販売や、地域の消費者と家畜とのふれあいの推進といった、地域に根ざした畜産経営により、地域に畜産があることの良さが見直されてきています。このような都民と畜産農家を近づける取組の推進が求められています。

対応

- 都民と畜産農家との交流を通じて、都民が家畜に触れたり餌を与えたりといった体験ができるような取組を、酪農教育ファーム等と連携してすすめていきます。
- 生命の尊厳や動物愛護の立場から、家畜を飼養する環境の快適性を高めることにより、家畜福祉^{※61}を推進し、消費者の畜産業に対する理解も深めます。

都内畜産農家での畜産ふれあい体験実施例

都内には、独自で「ふれあい体験」を進めている畜産農家や地区があります。

中央酪農会議^{※62}が認証する酪農教育ファームが、6牧場ある(平成17年度末現在)のを始めとして、牧場宿泊体験や学校等を受け入れている農家もあり、地域に根ざした畜産経営を展開しています。



青梅畜産センターでの食育

青梅畜産センターを食育拠点として活用します

青梅畜産センターは、以前から、地域住民との「ふれあい活動」を実施してきました(下表参照)。今後、このふれあい活動等をより充実させ食育拠点として活用していきます。

- ・ 研究機関の特徴を活かしながら、ふれあいの拠点として活用していきます。
- ・ 体験学習の知識を持つ畜産農家や教育機関、流通業者、都民が交流できる場と機会の提供をします
- ・ 東京産畜産物を用いた調理体験や加工体験を行っていきます。

○青梅畜産センターで牛とふれあえます

年2～3回、小学生を対象にして「親子畜産教室」を実施しています。平成17年度夏の教室では、都内の児童が搾乳とアイスクリーム作りを体験しました。このような実績と、畜産に関する技術や情報を利用し、畜産についての情報を入手したり、学習したりできる場として活用していきます。

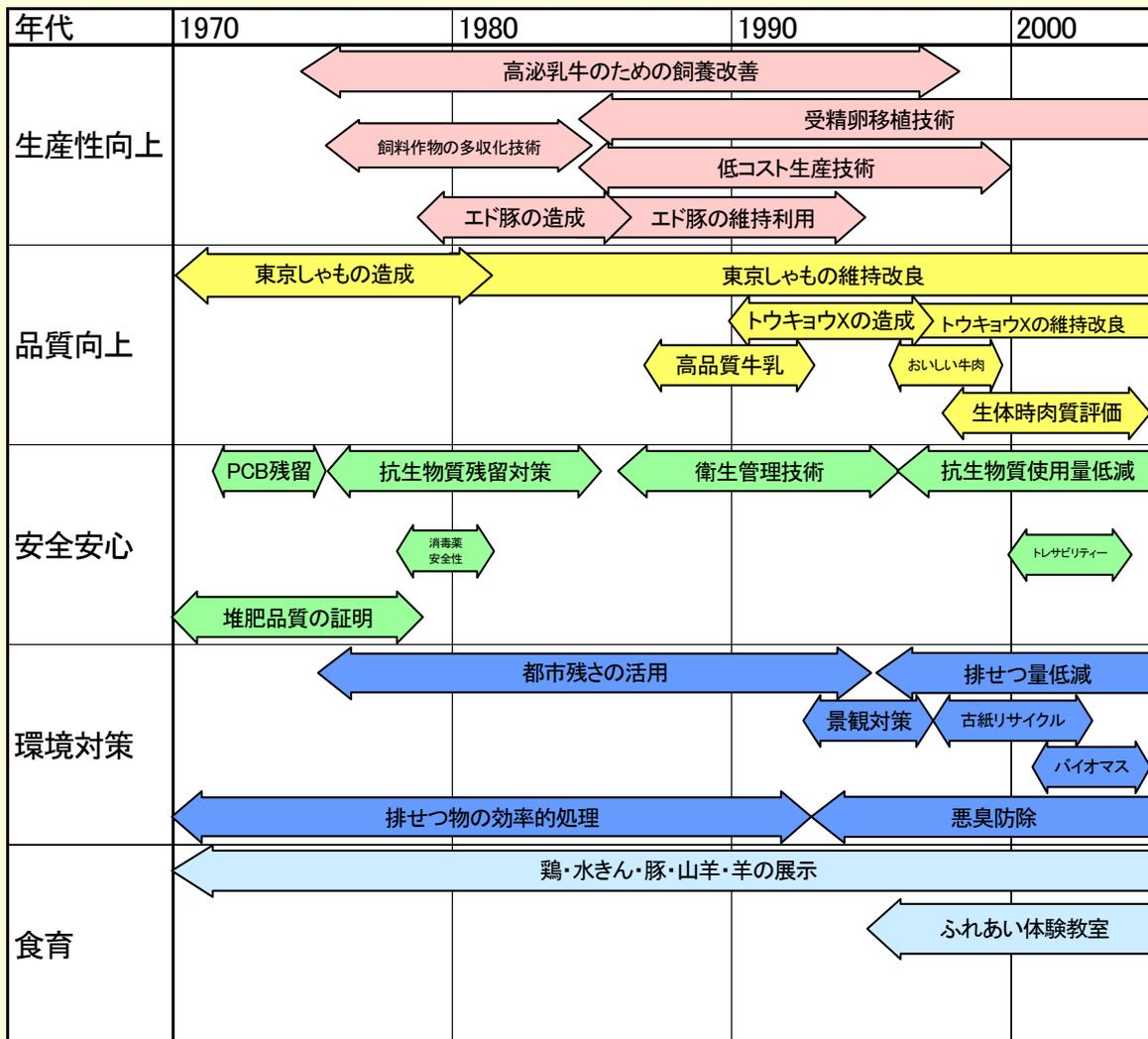


平成17年度来場者内訳

| | | |
|-----------------|-----------|---------|
| 春のふれあいデー | 約 3,000 名 | |
| 秋のふれあいデー | 約 3,000 名 | |
| 見学実習など(説明・対応あり) | 1,292 名 | (34 団体) |
| 〃 (説明・対応なし) | 1,872 名 | (25 団体) |

近隣保育園の散歩や、休日の来場者などの受付を通さない来場者は含まない

東京都の試験研究の取組



これまで東京都では、様々な試験研究を行ってきました。

生産性向上の取組については、当初は生産量を増やすことが中心でしたが、時代とともに変化し、低コスト化の推進や、生産性よりも品質向上に重点を置いた研究となってきました。

安全・安心に関する技術では、それぞれの時代を反映しつつ、一貫した取組が継続して行われ、都の試験研究が畜産物の安全性を見つめ続けてきたことが分かります。

環境対策に関しては、都市に近いという特質を踏まえ、都市残さの活用等の試験研究が行われ、昨今ではその方向性も、景観、リサイクルと多岐にわたってきています。

食育に関する取組は展示が長く行われてきましたが、90年代の中頃からは、体験教室の実施などに取り組み、より拡充してきました。

東京都は、今後も都民の生活を見つめ、時代に即した、先進的な研究を推進していきます。

第3章 畜種別振興方策

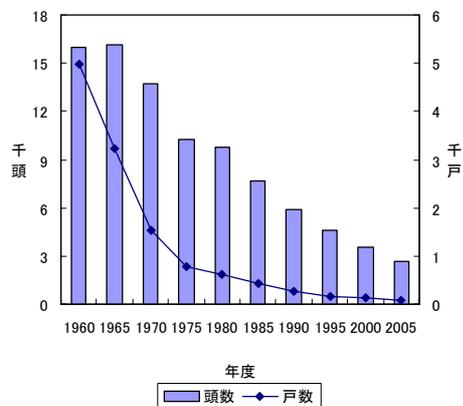
1 酪農

東京の酪農は、今から 120 年程前の江戸時代末期から明治時代初期に、現在の区部を中心に、外国人居住地や都市住民に販売することを目的として始まりました。

島しょ地域では、明治 12 年(1879)に八丈島に和牛と乳牛が導入されたのが始まりで、練乳^{※63} 会社等による加工用として生乳が生産、販売され、乳牛の改良も盛んに行われていました。

飼養頭数は、昭和 38 年(1963)の 17,000 頭をピークに減少し、現在では酪農家の数も少なくなりましたが、後継者が確保された、営農意欲の高い農家の割合が高くなっています。

【乳用牛飼育頭数と農家戸数の推移】



【八丈の牛・グランソン号】



○これまでの取組と生産の特徴

都内の酪農は、乳価の高い飲用向けの出荷が多く、牛乳工場が近いので輸送コストがかからないといった利点がありました。

しかし、都市化の進展に伴う環境対策へのコスト増、敷地の制限で多頭化できないなど不利な面も出てきています。

乳価は、平成 12 年度から関東ブロックでプール乳価制度^{※64} がとられ、緩和措置はあるものの、乳価は下がっています。また、少子化などの影響により、消費量が減少し、今後も乳価の低下が予想されます。さらに、乳価のみならず乳質検査^{※65} についても、関東ブロックで実施する統合構想(関東 1~2 ヶ所)があり、輸送コスト等、更なる酪農家の負担が懸念されます。

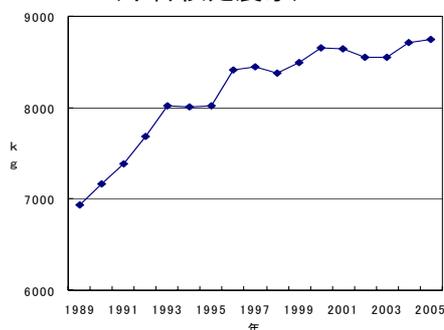
○課題

- ・酪農経営は、毎日の搾乳・給餌・ほ乳等、作業が多く、拘束時間が長いいため、省力化が求められています。
- ・プール乳価制導入で乳価が下がり、酪農家の収益減が予想されるため、酪農家の生産コストの負担を減らし農家経営を安定させる必要があります。
- ・地域住民の酪農経営に対する理解を深めるために、地域産ブランド農産物を使った加工品などの開発や、酪農家と消費者の交流が求められています。
- ・生乳の安全性確保、自主検査の実施、必要な情報に関する記録の作成と保管などが求められています。平成18年5月から飼料添加物等について「ポジティブリスト制^{※66}」が導入されることへの対応が必要です。

○取り組むべき具体的内容

- ・都民が家畜とふれあう機会を増やします。
- ・東京都酪農業協同組合^{※67}による酪農ヘルパー^{※68}利用組合の合理化を図り、酪農ヘルパーの広域化を進めます。
- ・青梅畜産センターではほ乳ロボットを使った子牛育成の受託を検討します。
- ・乳製品製造や販売をする酪農家を増やすとともに、牧場での体験活動を支援し、消費者との交流の機会を増やします。
- ・牛群検定農家の増加を図り、乳牛の改良や乳質改善に努めます。
- ・生乳の乳たんぱく質率^{※69}等乳質の向上、衛生指導の継続、繁殖成績^{※70}の改善を目指します。

【経産牛1頭あたり年間乳量の推移】
(牛群検定農家)



東京都内の酪農家は少頭数ながらも、飼養管理技術を向上させ生産性を高めてきました。なかでも、牛群検定、受精卵移植や飼料研究の取組は、1頭あたりの年間乳量を年々増加させています。

○今後の計画

- ◇青梅畜産センターでの子牛育成受託 … 18年度より検討開始
- ◇牛群検定の推進 … 牛群検定実施農家の増加促進

2 肉牛

東京の肉牛は役用(農耕用・運搬用)として飼養されてきましたが、明治後期から大正にかけては、区部を中心に肉用としての飼養も加わったことで、頭数は急速に増加しました。

しかし、昭和元年(1926)の12,000頭をピークに、その後は徐々に減少し昭和40年(1965)には飼養頭数が1,100頭にまで落ち込みました。これは、戦前戦後、褐毛和種を中心に役肉牛として飼養されていたものが、昭和20年代末期からの耕運機の普及により、急激に減少したものと考えられています。

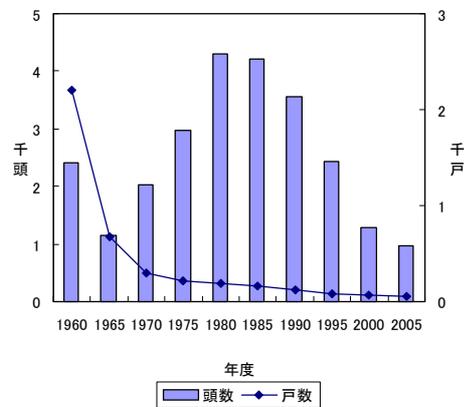
その後は牛肉需要と相まって、飼養頭数は昭和50年代には4,000頭台まで回復しました。現在では、黒毛和種を中心に島しょや多摩地区で、1,000頭が飼養されています。

○これまでの取組と生産の特徴

肉牛の生産は、子牛を生産する繁殖農家と子牛を肥育する肥育農家に分かれています。温暖で雨量の多い気候のもと粗飼料になる草が豊富な八丈島、青ヶ島、小笠原では、黒毛和種の繁殖経営が行われています。一方、都内の肥育農家は、和牛産地から肥育素牛^{※71}を導入して肥育するほかに、島しょで生産された子牛の肥育も行っています。

また、東京都は、受精卵移植技術の開発と普及に取り組んできました。これにより、酪農家が受精卵移植による和牛生産を行ったり、肉牛繁殖経営等への転換に取り組んでいます。

【肉用牛飼育頭数と農家戸数の推移】



【黒毛和種の子牛】



○課題

- ・ 島しょの和牛の繁殖農家と都内の肥育農家との連携を進め、新たな和牛ブランドの確立が求められています。
- ・ 酪農家等の肉牛経営への転向などを進め、ブランド和牛の生産拡大が求められています。

○取り組むべき具体的内容

- ・ 島しょ農家に飼養技術指導を行うとともに、都内肥育農家との定期的な協議の場をつくる等、両者の連携を支援し、和牛ブランド確立のための技術指導を行います
- ・ 島しょにおいて、乳用牛への和牛受精卵移植による和牛生産を促進します
- ・ 公共牧場などの草地を活用して、良質な子牛生産を支援します
- ・ 都内肉牛肥育農家を新規に育成するために、既存の酪農家の牛舎を活用した肉牛経営や林間放牧支援をします

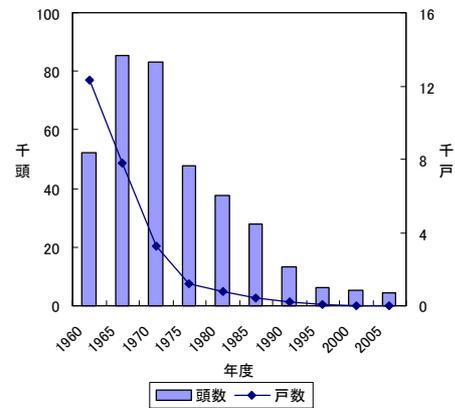
○今後の計画

- ◇島しょでの黒毛和種生産 ...島しょの草資源と牧場の利用促進
- ◇肉牛の農家育成 ...受精卵移植和牛生産促進
- ◇肉牛流通対策 ...和牛ブランド化促進

3 養豚

東京の養豚の歴史は古く、明治32年(1899)にはすでに1,400頭が飼育されており、主に区部とその周辺の市街地に接した地域から始まりました。昭和42年(1967)の94,000頭をピークに、その後、減少してきましたが、ここ数年5,000頭前後で推移しています。

【豚飼育頭数と農家戸数の推移】



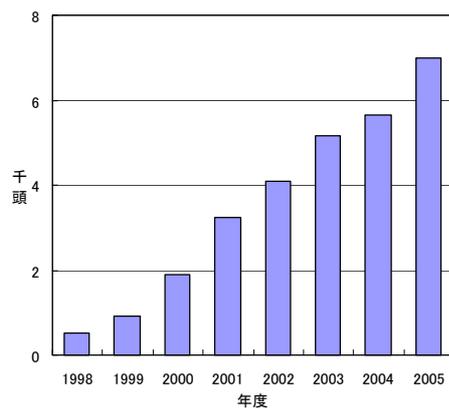
○これまでの取組と生産の特徴

昭和50年(1975)、養豚農家の要請にそった東京ならではの良い種豚を提供するために、東京都で系統造成事業を始めました。

旧畜産試験場(現農林総合研究センター)では、系統豚^{※72}の造成を行い、昭和61年(1986)に「エド^{※73}」という系統豚を生み出しました。また、平成2年(1990)からは、外国産の輸入豚肉と差別化して東京の特産豚肉を生産するために、北京黒豚等の三品種を用いて「トウキョウ X」の造成を行いました。「トウキョウ X」は日本で初めて品種間の交配で豚を改良し、平成9年(1997)に交雑種の系統豚として認定され、東京の養豚の顔となっています。

一方、TOKYO X 以外の従来の豚も飼われています。東京養豚の特徴として、残飯等の活用がありました。現在もその流れを引き継ぎ、未利用資源を活用した経営が行われています。

【TOKYO X生産頭数の推移】



○課題

- 消費者の需要に応えるため、TOKYO X の増産が必要です。
- TOKYO X 生産組合の組織力向上と、畜産物生産に対する消費者の理解を促進し、安心して購入できるトレーサビリティ等のシステムが必要です。
- 未利用資源の活用や環境に配慮した、都市型養豚の実現が求められています。

○取り組むべき具体内容

- TOKYO X の生産量を増やすため、他県を含めた新規生産農家を増やし、繁殖・育成技術向上のための研究・指導を強化します。また、安全で、環境保全にも貢献する飼料研究を実施します。さらに、TOKYO X 生産者組織の自立・強化に向けた、助言指導も行っています。
- 生産者と消費者の交流の機会を増やすとともに、消費者が安心して生産情報管理システムの充実を図ります。
- 食品産業とともに、未利用資源の活用や環境に配慮した飼養方法について検討・研究を実施します。

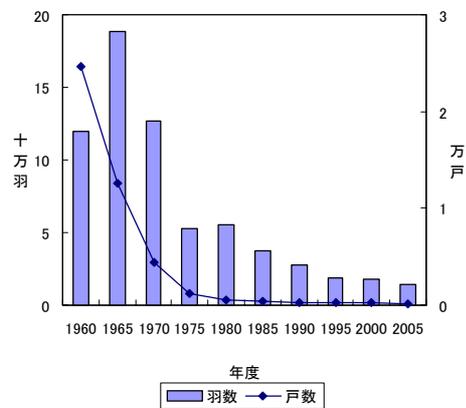
○今後の計画

- ◇生産量の拡大 ... 平成 19 年度に 1 万頭、
平成 22 年度には 2 万頭生産体制を実現
- ◇安全性の追求 ... 子豚の飼料研究を開始

4 養鶏

東京都で、養鶏が産業として発展してきたのは比較的新しく、大正時代に入ってからで、それ以前は、農家の庭先養鶏が主流でした。大消費地の中での生産という地の利を得ていたことから発展してきましたが、昭和40年(1965)をピークにその後は減少傾向にあります。

【採卵鶏飼養羽数と農家戸数の推移】

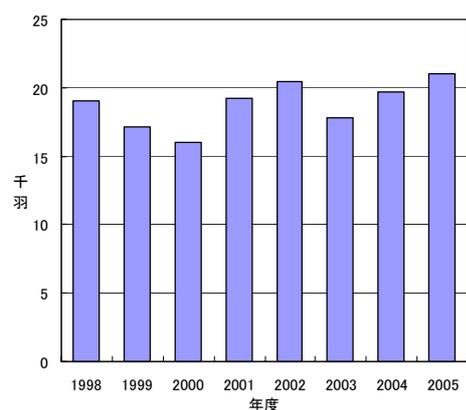


○これまでの取組と生産の特徴

都内の採卵鶏飼養農家の多くは、規模は小さいながらも、直売や小売店等への販売を中心に、東京の立地条件を活かした経営を行っています。

また、肉用鶏では、ブロイラー※74は皆無でしたが、旧畜産試験場(現農林総合研究センター)で改良された「東京しゃも」は、鶏肉専門店や料理店等に根強い人気があり、昭和58年(1983)から生産されています。

【東京しゃも出荷羽数の推移】



また、同様に改良された「東京うこっけい」は、平成4年(1992)頃から従来の養鶏農家以外でも、直売用に飼育する人が増えています。

都内の養鶏農家は、安全性や鮮度等を求める消費者の声に敏感に反応し、対応する必要があります。また、最近では、高病原性鳥インフルエンザに対する、養鶏農家の防疫対策だけでなく、消費者への正しい情報提供等も求められています。

○課題

- ・家畜伝染病(高病原性鳥インフルエンザ対策等)の、衛生面や風評被害等についての対応が求められおり、生産者と消費者の信頼関係を深める、双方向コミュニケーションが必要です。
- ・鶏ふんの適正な処理と利用の、一層の推進が求められます。
- ・「東京うこっけい」の飼養農家の組織化を推進し、地域での特産化が求められています。
- ・「東京しゃも」の安定供給と、食肉処理方法の改善が求められています。
- ・島しょで地産地消が可能な、肉用鶏の導入が期待されています。

○取り組むべき具体的内容

- ・家畜伝染病(高病原性鳥インフルエンザ等)対策として、積極的に養鶏農家から情報収集につとめ、関係部署との協力体制を充実します。また、生産段階における飼養・衛生管理指導の充実強化を図ります。さらに、インターネット等を活用した消費者への適切な情報提供等を推進します。
- ・鶏ふんの処理施設を改善し、利用促進を図ります。また、生産性を向上させるため、鶏舎、施設の改善を推進します。
- ・東京うこっけい卵生産農家の既存組織の集団化を進めます。
- ・アシタバ等地域特産物を使った東京うこっけいの卵の生産と、機能性の向上のための研究をすすめ、飼養を促進します。
- ・「東京しゃも」の指定飼料の改善による品質向上、生産流通における衛生管理体制の強化を図ります。また、3万羽出荷体制を目指し、ふ化・育成率^{※75}の向上を図るとともに食鳥処理の施設や方法についても改善をすすめます。
- ・御蔵島・青ヶ島等をはじめとした島しょ地域に自給利用や民宿での利用を目的として、「島しゃも」の導入を図ります。

○今後の計画

- ◇機能性成分研究…平成19年度まで機能性成分研究を実施
- ◇東京しゃもの増産…平成20年度に3万羽出荷体制を実現
- ◇島しゃも…試験を開始

用語の解説

- (1) 酪農教育ファーム
酪農体験を通して、食といのちの学びを支援することを目的とし、酪農や農業、自然環境、自然との共存関係を学ぶことができる牧場や農場。社団法人中央酪農会議が教育関係者、酪農関係者と協力・連携し設立した、酪農教育ファーム推進委員会により認証される。平成 15 年度調査では、牧場あたり平均訪問者数 43 件 1,512 人 回答 159 件/167 件。
- (2) 人獣共通感染症
ヒト及び脊椎動物の双方に感染する疾病の総称。病原体は、ウイルス、細菌、カビ、寄生虫など多種多様。狭義には動物の病気が人にうつるケースを指すが、動物がヒトから感染するケースもある。
動物由来感染症ともいわれる。
- (3) たい肥化
有機物を含む材料を、酸素が十分ある条件下で微生物の作用により分解（「発酵」とも呼ばれる。）し、土壌改良資材や肥料に返還すること。家畜ふんを堆肥化する場合は、分解を促す上で通気性の確保が必要となるため、もみがらやおがくずの副資材を混合して、適宜かく拌や切返しを行うことが重要。
- (4) 循環型社会
製品等が廃棄物等になることが抑制され、並びに製品等が循環資源になった場合は、これが適正に循環的利用が行われることが促進され、さらに循環的な利用が行われていない循環資源については適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り軽減された社会をいう。（循環型社会形成推進基本法を参考）
- (5) 持続可能な農業
たい肥等による土づくりを基本とし、農薬や化学肥料への依存を減らすことで、環境に負荷を与えない持続可能な農業。環境保全型農業。
- (6) 農薬残留チェック
飼料作物に使用した農薬を記帳・記録し、さらに購入飼料を含む飼料の農薬残留検査を行うこと。 ポジティブリスト制（ 66 参照）
- (7) リスクコミュニケーション
リスク分析（食品を摂取することによって人の健康に悪影響を及ぼす可能性がある場合に、その発生を防止し、またそのリスクを最小限にするためのコントロールの過程）の全過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者、その他全ての関係者の間で、リスクに関する情報及び意見を相互に交換すること。リスク評価の結果及びリスク管理の決定事項の説明を含む。なお、リスク分析は「リスク評価」「リスク管理」「リスクコミュニケーション」の3つで

構成される。

(8) 衛生害虫

本来は、感染症を媒介する虫の総称。現在は、人に不快感を与える虫の総称として使われることが多い。

(9) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）

家畜の排せつ物が硝酸体窒素などによる地下水汚染を引き起こすことを防ぐため、家畜の排せつ物の野積み、素掘をなくすことを目的に施行された法律。

(10) 有機資源

家畜排せつ物や剪定枝、おが屑、食品残さ等の有機物でできた資源。

(11) 耕畜連携体制

耕種農家が畜産農家に稲わらや飼料作物等を提供し、畜産農家が耕種農家にたい肥を提供するなど、耕種農家と畜産農家が連携して資源循環に取り組む体制のこと。

(12) 東京農業 Web サイト

<http://www.tokyonogyo.jp/>

平成 17 年 6 月 9 日にオープンした、東京都と JA 等農業関係団体が協力して作った Web サイト。東京農業の情報発信を目的とし、東京農業全般の紹介や特産物の購入方法、観光農園、体験農園、農とのふれあいの場や各地イベント、関連サイトの情報を紹介している。

(13) 耕種農家

耕地等を使用して農作物を栽培する農家で、稲、野菜、果樹、園芸作物などを栽培している。

(14) 環境と調和の取れた農業生産活動規範（環境規範）

環境問題に対する国民の関心が高まる中で、わが国農業生産全体の在り方について環境保全を重視したものに転換していくため、農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範を定めたもの。

(15) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

食品循環資源の再生利用等を促進することを目標とし、食品廃棄物の減量と再生利用を定めた法律。畜産農家の場合は、家畜ふん尿や食品廃棄物のたい肥化(3 参照) をして、有用なものにすること。また、再生された食品廃棄物の利用に努める責務がある。

畜産での食品リサイクルの例としては、牛の特性（植物繊維を利用できる）を活かした大豆粕、ふすま（小麦粕）、ビール粕など食品製造の副産物が利用され

ている。豚では、主にパン、牛乳など人の利用した残りが利用されている。

(16) 食品残さ

食品産業の製造過程での残さや、食堂や家庭から出る生ゴミなどの総称。前者は比較的品質や栄養成分が安定しており、後者は品質や栄養成分が安定しない。

(17) エコフィード

食品残さを加工して、安全性や成分の安定性を確保したものを飼料原料として製造した飼料。

(18) 市街化区域

都市計画法による区分地域で、「都市計画区域を優先的、かつ計画的に市街化すべき区域」。市街化調整区域（市街化を抑制する地域）と共に、いわゆる「線引き」されている。都内の畜産農家は市街化地域のなかでも住宅専用地域（第8条）に多い。市街化区域の開発行為には知事の許可が必要。

畜舎、たい肥舎建築の制限（15 m²以下）されている地域は、住宅専用地域（建築基準法第48条、施行令第130条）で、都市計画法で定める用途地域の一つに当る。

(19) たい肥舎

家畜ふん尿のたい肥化（3参照）をするため、かく拌、切返しを行い、熟成させる施設。また、家畜ふんの野積みをしないうために必要な施設。

(20) 用途地区

都市計画法第8条・第9条で規定された地域の種類。都市計画区域内の一定の区域について、住居・商業・工業系の12種類に分け、その用途に応じて建築物を規制することにより、生活環境の保護、商工業の利便性を高める等土地の適正な利用を図る。

(21) TOKYO （本文 P14 参照）

東京都が作出した高品質系統豚の系統名を「トウキョウ」といい、平成9年7月に日本種豚登録協会により登録された。また、TOKYO 生産組合等の生産者により飼料を統一して生産され、選別された肉豚及び肉は「TOKYO」として商標登録されている。

(22) 東京しゃも（本文 P18 参照）

東京都畜産試験場が開発したブランド鶏。闘争性を除いたしゃもとロード・アイランド・レッドを交配した雑種にもう一度しゃもを交配したもの。したがって、しゃも特有の「歯ごたえ、旨みと香りが豊かな肉質」を持つ。東京しゃも生産組合では、飼料を統一し、生産農家で計画的に生産出荷している。

- (23) 産卵率
鶏の群のうち実際に産卵した鶏の割合。
- (24) ふ化率
卵からヒナが成長途中で死亡することなく生まれる確率。
- (25) 北京黒豚
東京都と北京市とが友好都市となっている関係から、北京市から東京都に導入された豚の品種。脂肪の質が非常に良く風味が良い。
- (26) バークシャー種
イギリス原産の豚の品種。毛色は黒色で、筋繊維が細かく、軟らかさや滑らかな舌触りが特徴。
- (27) デュロック種
アメリカ原産の豚の品種。毛色は褐色で強健。肉に脂肪交雑（霜降り）が入りやすい。
- (28) ほ乳ロボット
子牛へ自動的に代用乳を与える装置。省力化だけでなく、子牛個体毎にほ乳量や回数を自由にコントロールできるため、子牛の発育管理に役立つとともに、早くから集団管理にならされることができる。
- (29) 預託制度
酪農家から子牛を預かり、分娩直前まで育成する制度のこと。都内では、三宅島の公共牧場（地方公共団体等が経営主体となる牧場）等島しょ地域で実施されていた。現在では北海道への預託が多い。
- (30) 遊休農地
不耕作状態が続いている農地をさす。
- (31) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）
生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることを定めた法律。農家の家畜ふん尿は、産業廃棄物として規定されており、適正に処理する責務がある。
- (32) 悪臭防止法
生活環境を保全し、国民の健康の保持のために、悪臭を規制する法律。畜産では、アンモニアなど家畜に由来する臭気に関係する。

- (33) 水質汚濁防止法
河川や海洋の汚染を防止するため、河川放流基準を定めた法律。河川等に放流する家畜の排せつ物は、浄化槽を設置した上で基準値まで井戸水などで薄めて放流している。都内では、河川放流よりも公共下水道の利用が多い。
- (34) 搾乳ロボット
人に代わり自動的に搾乳する装置。乳頭をセンサーで検出し、搾乳のためのカップを装着して搾乳する。搾乳が終了するとカップを自動的に離脱させて、牛を退出させる。牛はいつも好むときに自らロボットに入ることができ、ストレスを与えずに乳量も増えると言われている。
- (35) 搾乳ユニット自動搬送装置
繋ぎ飼い式牛舎内で搾乳ユニットを自動的に運搬離脱する装置。搾乳作業の省力化が実現できるため、比較的安価な投資で搾乳頭数の増頭が可能になる。
- (36) 自動給餌機
飼料を自動的に家畜に給与することができる装置。給与量、回数の制御や、給与できる飼料の種類などによって様々な種類がある。
- (37) 自動離脱搾乳機器
搾乳中の乳流量を監視し、搾乳の終了とともに吸引を停止させ、搾乳機を自動で外す装置。
- (38) 豚保育システム
離乳直後の子豚の育成率向上のため、子豚の飼料給与システム等を備え、清掃・消毒の利便性を備えた小屋型の飼育装置。早期離乳した子豚の育成にも多く使用されている。
- (39) 公共下水道放流施設
家畜排せつ物を公共下水道に放流するため放流基準(市町村下水放流基準はBOD5,000ppm以下が多い)に合致するように処理する施設。
- (40) バーンクリーナー
牛舎外に排せつ物を自動で運び出す装置。牛尻の下に側溝をつくり、その中にベルトコンベアーなどを設置したもの。連続して運搬車へ積み込む方式か固液分離機を設置した農家が多い。

- (41) 発酵処理施設 (3 参照)
家畜排せつ物を発酵によりたい肥化するための機械施設。密閉式の機械では臭気対策がしやすいが動力の電気代が高い。開放式の施設では、面積が必要で臭気対策が必要なため人家の少ないところに向いている。
- (42) 牛群検定
農家が飼養している乳用牛の状況を客観的に数字で把握し、飼養管理や牛群改良に役立てるシステムのこと。毎月、日本全国で実施されており、乳量、乳成分、体細胞数等のデータを個体毎に記録し、これらを集計・分析することにより、能力の高い雌牛の選抜を推進するもの。農家の牛群は「検定成績表」として農家にフィードバックされ、能力に応じた雌牛の選抜的利用、飼料給与の改善、搾乳衛生管理、繁殖管理、遺伝的改良といった経営改善に役立っている。
- (43) 高品質系統
品質の高い家畜選抜群。豚の場合、交雑種の肉豚がほとんどであるが、T O K Y O 、鹿児島黒豚など高品質肉豚を生産する系統をいう。
- (44) 八王子食肉処理場
八王子市が設置し、平成 16 年 4 月 1 日より八王子市食肉処理場協同組合が運営している。都内の乳牛の廃用牛、都内産の T O K Y O が処理されている。
- (45) 繁殖肉牛
子牛を生産することを目的に、飼養している肉用種の雌牛をいう。
- (46) 島しゃも (本文 P18 参照)
島しょでの普及を目指し、東京しゃもを作出するための種鶏等を活用して、開発を検討している肉用鶏。島内の飼料で差別化を行い、島内利用中心。
- (47) ハチジョウススキ (八丈薄)
関東以西の海岸に自生する大型のススキで、特に八丈島で多いことからこの名がある。八丈島の島言葉では「マグサ (馬草) 」と呼ばれ、古くから牛の飼料用に作付栽培されてきた歴史があり、現在でも重要な自給飼料となっている。
- (48) しゃも
江戸時代の初期にシャム (現在のタイ) から導入されたことから、しゃも (軍鶏) と呼ばれる鶏の品種。闘争性が強く主に闘鶏競技用に飼育されていたが、その後肉用にも使われるようになった。昭和 16 年 (1941) 天然記念物に指定されている。
- (49) ロードアイランドレッド
アメリカのロードアイランド州原産の卵肉兼用の鶏の品種。最近では卵用と肉用

の系統に分かれている。

(50) 低温流通システム

船のコンテナに低温・冷凍などが導入され、牛乳やアイスクリームが運ばれている。青ヶ島、三宅島など牛乳工場のない島では、学校給食用牛乳はロングライフ牛乳（常温保存が可能）が利用されている。

(51) 東京うこっけい

東京都で選抜を行い産卵率を向上させた烏骨鶏の系統。原種の烏骨鶏では22.3%（年間80個）程度の産卵率だったが、東京うこっけいは55%（年間190個）程度。

(52) 黒毛和種

日本で作出された肉用牛（和牛）の品種の一つ。和牛にはほかに、無角和種、褐毛和種、日本短角種等がある。

(53) 肥育農家

素牛を肉用に肥育する農家をいう。（肥育用の素牛に占める自家生産子牛が多い場合一貫経営という。）

(54) 飼料に使用される抗生物質

家畜の飼料には、飼料添加物として、飼料の品質低下防止のためと飼料成分の利用効率促進のための抗菌性物質の使用が認められており、安全性確保のため種類が法律（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律）で指定されている。また、薬事法により食肉や鶏卵に残留しないよう使用方法について規制されている。

(55) 衛生管理手法

生産現場において、「H A C C P」の手法を参考に、畜産物を生産する家畜の飼養管理について指導する。

（H A C C P：Hazard Analysis Critical Control Pointの略、「危害分析重要管理点」と和訳されている。食品の製造過程において、病原微生物などによる汚染の危険性を分析し、その発生防止のための衛生管理基準を定めて製造管理する方式。）

(56) B S E

牛海綿状脳症（Bovine Spongiform Encephalopathy：B S E）は、T S E（伝達性海綿状脳症：Transmissible Spongiform Encephalopathy）というプリオン病のひとつで、牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中枢神経系の疾病。正常プリオン蛋白質が病原性のある異常プリオン蛋白質へと変換する機構はまだ解明されていない。

- (57) 高病原性鳥インフルエンザ
鶏、アヒル、ウズラ、七面鳥などの家きんに高い死亡率を起す家きん等の疾病をいう。病原性のA型インフルエンザウイルス、または、病原性にかかわらずH5及びH7亜型のA型インフルエンザウイルスの感染による。
- (58) 生産情報管理システム(トレーサビリティ・システム)
食品等の生産や流通に関する履歴情報を記録・保管し、トレーサビリティの確保等を目指す仕組みを指している。生産者や流通業者が、媒体(バーコード、ICタグ等)に食品情報を集積するなどし、それを消費者等が必要に応じて検索できるシステム等がある。これにより、食品事故発生時の早期原因究明や生産者と消費者の「顔の見える関係」の構築が期待される。
- (59) 急性伝染病
激しい症状を伴い、短時間で伝染する疾病の総称。伝染力が強いので、まん延防止や疾病の防圧が急務となる。
- (60) サルモネラ
サルモネラは2,000種類以上の血清型に細分されており、自然界に広く分布し、人や広範囲の動物(哺乳類、鳥類、爬虫類等)に感染する、チフス症や急性の胃腸炎(人の食中毒)の原因となる細菌群。ヒト固有のチフス菌、パラチフス菌、動物固有のヒナ白痢など一部を除いて全て人獣共通感染症の起因菌である。ヒトの食中毒の原因として重要な、サルモネラ・エンテリティデス(SE菌)は、サルモネラが原因の食中毒の半分以上を占める。
- (61) 家畜福祉
Animal welfare。生産性の追求だけではなく、生命の尊厳と動物愛護の立場から、生命・健康・快適性を追求した飼養概念。具体的には、寝床の改善、水を十分に給与できる施設、暑熱対策など。
- (62) 中央酪農会議(社団法人 昭和37年設立)
生乳生産者の協同組織による、生乳受託販売の推進ならびに生乳の供給安定、流通の合理化及び品質の改善を目的にした組織。
- (63) 練乳
牛乳を煮詰めたもの。
- (64) プール乳価制度
生乳の価格は、飲用向け、加工向け(補給金制度がある)、学校給食向け(給食期間中だけの供給体制が必要)など価格が異なる。農家へは、補給金などを含む平均価格で支払うため、指定生産者団体(生乳流通の広域化の進展や酪農家戸数の減少を踏まえ、都府県の枠を越えた生乳流通の合理化などの中間コストの軽

減を図るため、平成 12 年度に農林水産大臣の指定に基づき、複数の都府県を範囲として発足した団体)がプールして清算する制度をいう。

(65) 乳質検査

牛乳等の乳脂肪率、細菌数、体細胞数などの検査。牛乳の価格を決めるための検査(配分検査)では、基準以下の乳質にはペナルティーを科している。

(66) ポジティブリスト制(平成 18 年 5 月 29 日施行)

これまでの規制は、食品中の残留基準が定められた農薬、飼料添加物及び動物用医薬品(以下農薬等という)については、残留基準を超えて農薬等が残留する食品の販売が禁止される一方で、残留基準が定められていないもの(抗菌性物質以外)については、残留しても販売等の規制がなかった。そこで、平成 15 年 5 月に食品衛生法が改正され、厚生労働大臣が指定する物質(対象外物質)を除く全ての動物医薬品等は人の健康を損なう恐れのない量(一律基準 0.01 p p m)を超えて残留してはならず、さらに、残留基準が定められたものについては、これを超えて残留してはならないという制度。

(67) 東京都酪農業協同組合

酪農家で構成する専門農協。平成 8 年に 5 つの組合が統合されて成立。

(68) 酪農ヘルパー

農家が休日確保する場合や農家で突然事故が発生した場合等に、農家に代わり飼養管理等を行う技術者。

(69) 乳たんぱく質率

乳中に含まれるたんぱく質成分の割合。乳牛のエネルギー充足状況を示すと言われ、数値の分析により繁殖成績の改善等に役立つ。

(70) 繁殖成績

妊娠、出産に関する成績。

(71) 肥育素牛

肥育用として育成、販売される牛をいう。子牛市場では 8~10 ヶ月齢で流通。

(72) 系統豚

豚を改良するため、閉鎖群のなかで繁殖、選抜・淘汰し、作成した系統。

(73) エド

東京都で作出したランドレース種の系統豚。

(74) ブロイラー
ふ化後3ヶ月未満で食用に供する若鶏品種の総称。

(75) 育成率
ヒナがふ化してから出荷されるまで育つ割合。